

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について

令和 8 年 4 月 9 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、令和 7 年 7 月 15 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「プレヒア規則」という。）の見直しに関する提案について、「引受けに関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえ、プレヒア規則第 9 条の国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止している規定を見直すため、プレヒア規則の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- (1) 新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止する規定を削る。（第 9 条）
- (2) 「海外関連会社」を「関連会社」とし、国内の関係会社が含まれるよう改正を行う。
（第 2 条第 6 号、第 3 条第 2 号、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、
旧第 11 条）
- (3) その他所要の整備を行う。

III. 施行の時期

この改正は、令和 8 年 4 月 9 日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正について

令和 8 年 4 月 9 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 （ 現 行 ど お り ） 6 <u>関連会社</u> 金商業等府令第 177 条第 6 項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）又はこれに相当する外国法人をいう。 7 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認) 第 3 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。 1 （ 現 行 ど お り ） 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、<u>関連会社</u>に属する者（個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下同</p>	<p>(目 的) 第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項<u>及び第 9 条</u>を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p>(定 義) 第 2 条 （ 同 左 ） 1～5 （ 省 略 ） 6 <u>海外関連会社</u> 金商業等府令第 177 条第 6 項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）<u>である外国法人</u>又はこれに相当する外国法人をいう。 7 （ 省 略 ）</p> <p>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認) 第 3 条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。 1 （ 省 略 ） 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、<u>海外関連会社</u>に属する者（個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下</p>

新	旧
<p>じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、<u>関連会社</u>に属していない者（個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p> <p>3～5 （ 現行どおり ）</p>	<p>同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、<u>海外関連会社</u>に属していない者（個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p> <p>3～5 （ 省 略 ）</p>
<p>（調査対象者等との契約）</p> <p>第4条 協会員は、プレ・ヒアリングを行うおうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である<u>関連会社</u>に属する者若しくは<u>関連会社</u>に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>1～3 （ 現行どおり ）</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p>	<p>（調査対象者等との契約）</p> <p>第4条 協会員は、プレ・ヒアリングを行うおうとする場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である<u>海外関連会社</u>に属する者若しくは<u>海外関連会社</u>に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>1～3 （ 省 略 ）</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p>
<p>（関連会社等の内部管理体制に関する措置）</p> <p>第5条 協会員は、<u>関連会社</u>に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p> <p>1 協会員は、<u>当該関連会社</u>に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第2項又は第3項に準じて締結すること。</p> <p>イ <u>当該関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。</p> <p>ロ <u>当該関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間こ</p>	<p>（海外関連会社等の内部管理体制に関する措置）</p> <p>第5条 協会員は、<u>海外関連会社</u>に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p> <p>1 協会員は、<u>当該海外関連会社</u>に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第2項又は第3項に準じて締結すること。</p> <p>イ <u>当該海外関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。</p> <p>ロ <u>当該海外関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間これを保存するこ</p>

新	旧
<p>れを保存すること。 ハ～ホ（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、<u>当該関連会社</u>において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。</p> <p>2 協会員は、第3条第2号に定める<u>関連会社</u>に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。</p> <p>（通知又は記録の保存等） 第6条（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを<u>関連会社</u>に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（違反調査対象者等への対応） 第7条（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、<u>関連会社</u>に属する者又は<u>関連会社</u>に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。</p> <p>3 本協会は、第9条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。</p> <p>（削る）</p>	<p>と。 ハ～ホ（省略）</p> <p>2 協会員は、<u>当該海外関連会社</u>において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。</p> <p>2 協会員は、第3条第2号に定める<u>海外関連会社</u>に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。</p> <p>（通知又は記録の保存等） 第6条（省略）</p> <p>2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを<u>海外関連会社</u>に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>3（省略）</p> <p>（違反調査対象者等への対応） 第7条（省略）</p> <p>2 協会員は、<u>海外関連会社</u>に属する者又は<u>海外関連会社</u>に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。</p> <p>3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。</p> <p>（新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止） 第9条 協会員は、原則として、<u>金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定め</u></p>

新	旧
<p>(本協会への報告等) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(社内規則の整備等) 第10条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、<u>関連会社等</u>の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等) 第11条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和8年4月9日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。</p>	<p><u>る会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第15号に規定する新規公開において行われる募集を除く。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</u></p> <p>(本協会への報告等) 第10条 (省 略)</p> <p>(社内規則の整備等) 第11条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、<u>海外関連会社等</u>の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等) 第12条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略)</p>